特定加算部分		
第三者評価受審加算	150,000	※３月初日の利用子どもの単価に加算

（備考）公定価格については、以下の算定式により算出する。

基本部分＋基本分加算－加減調整部分＋特定加算部分

国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号

防衛省

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国家公安委員会委員長　小川惠里子
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　中谷　元

第一条　平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に、「租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号」を「租税特別措置法施行規則第二十七条の四第六項第一号」に改め、同条第二項第三号中「第二十七条の四第八項第一号」を「第二十七条の四第六項第一号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「同法第六十八条の九第二項」を「同法第六十八条の九第三項」に改める。

様式中「租税特別措置法施行令第27条の４第８項第１号又は第39条の39第９項」を「租税特別措置法施行令第27条の４第６項第１号又は第39条の39第５項」に、「租税特別措置法施行規則第20条第７項第１号又は第22条の23第７項第１号」を「租税特別措置法施行規則第20条第９項第１号又は第22条の23第９項第１号」に、「租税特別措置法第42条の４第２項」を「租税特別措置法第42条の４第３項」に、「同法第68条の９第２項」を「同法第68条の９第３項」に改める。

第二条　平成二十六年国家公安委員会、文部科学省、経済産業省、防衛省、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、告示第三号（租税特別措置法施行規則第二十条第七項第二号又は第二十二条の二十三第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。